

公職選挙法改正（選挙人名簿の登録制度の改正法） 概要

改正の趣旨・目的

国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、住所の移動と選挙人名簿の登録基準日との関係で選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにする。

改正がなければ、例えば以下のような場合に問題となる（別紙参照）。

- ・ 旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である17歳(※)の者が転出をし、新住所地において18歳(※)となったが、新住所地における住民票の登録期間が3箇月未満である場合
- ・ 旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である18歳(※)以上の者が選挙人名簿に登録される前に転出をし、新住所地における住民票の登録期間が3箇月未満である場合

※ 下記のとおり、選挙権年齢の18歳への引下げ法と同日に施行するため。

改正の概要

選挙人名簿の登録制度を改正して、旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上であり、そのまま住み続けていれば旧住所地において選挙人名簿へ登録されたであろう者で選挙人名簿に未登録のものについて、転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地において選挙人名簿への登録を行うこととする。

1. 旧住所地である市町村における選挙人名簿の登録

選挙人名簿の登録は、現行の登録制度によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満18年(※)以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等〔＝旧住所地の市町村〕の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であって、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しないものについて行う。

※ 下記のとおり、選挙権年齢の18歳への引下げ法と同日に施行するため。

2. 施行期日

この法律は、選挙権年齢の18歳への引下げ法の施行の日から施行し、住所を移した者の選挙人名簿の登録は、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）に係る選挙時登録から行う予定である。

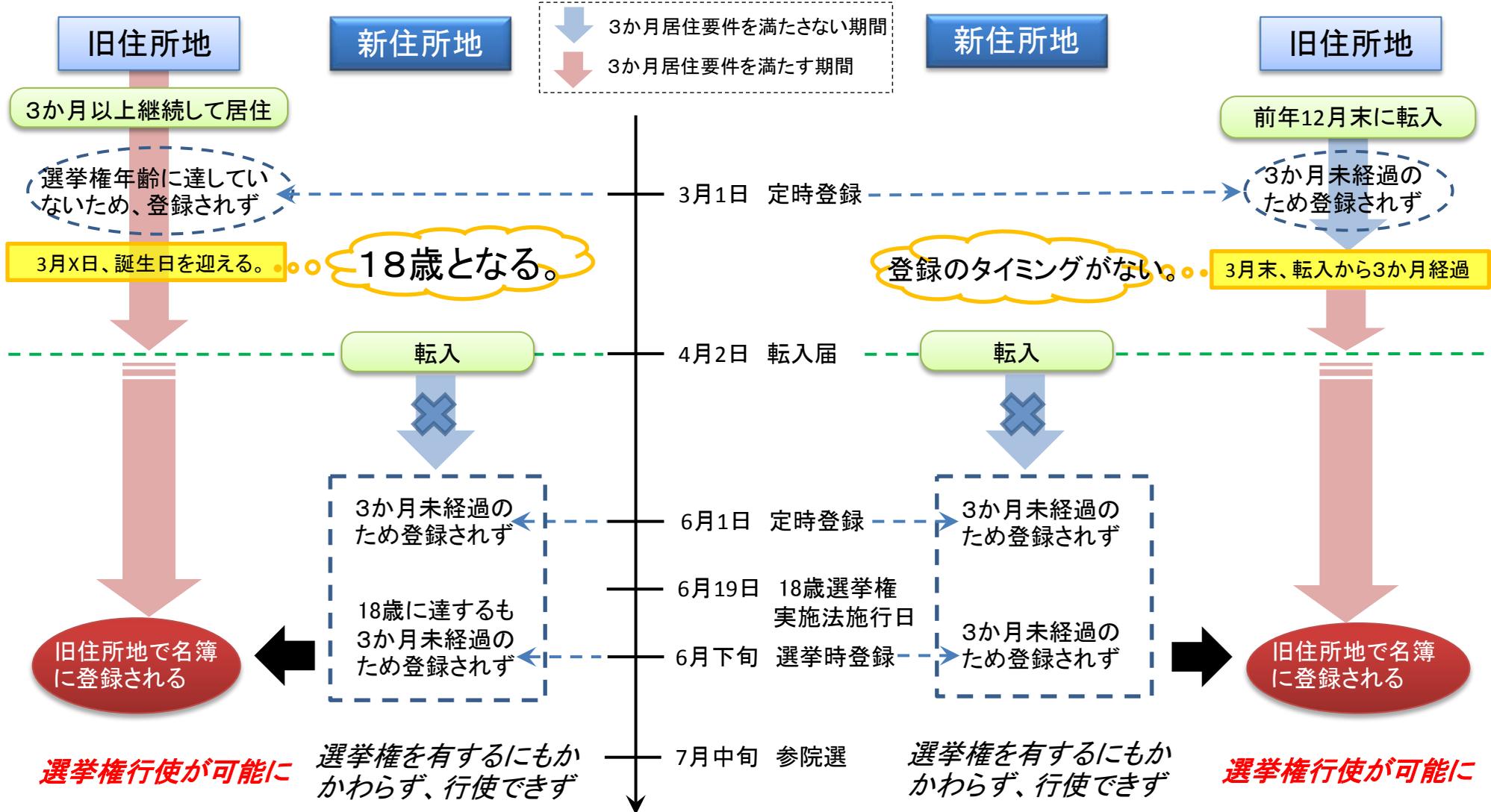
選挙人名簿の登録に関する公職選挙法の改正について

趣旨：選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に登録されないために選挙権を行使できない、以下のようなケースを救済すること。

※ 18歳選挙権実施法の施行日から施行する。

ケース① 3月に18歳となる者が、4月に転居し、7月の参院選の選挙時登録に間に合わないケース

ケース② 3箇月以上同一市町村に居住しているが、登録日のタイミングで新旧両住所地の選挙人名簿に登録されないケース



公職選挙法の一部を改正する法律要綱

一 その市町村の区域内から住所を移した一定の者に係る選挙人名簿の登録及び表示

1 一定の者に係る選挙人名簿の登録

選挙人名簿の登録は、現行法上登録されることとなる者のほか、市町村の区域内から住所を移した年齢満十八年^(※)以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過しないものについても、行うこと。 (新第二十一条第二項関係)

2 1の者に係る選挙人名簿の表示

市町村の選挙管理委員会は、1に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿にその旨を表示しなければならないこと。 (新第二十七条第二項関係)

二 同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した一定の者に係る選挙権のみなし規定

日本国民たる年齢満十八年^(※)の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有

する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たないものは、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなすこと。

(新第九条第六項関係)

三 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律（選挙権年齢の十八歳への引下げ法）の施行の日から施行すること。

(附則第一条関係)

2 適用区分

(1) 一は、この法律の施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）に係る選挙時登録から適用するものとする。

(附則第二条第二項関係)

(2) 二は、この法律の施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後に告示される都道府県の議会の議員又は長の選挙から適用するものとする。

(附則第二条第一項関係)

3 その他所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行うものとする。

※ 公職選挙法等の一部を改正する法律（選挙権年齢の十八歳への引下げ法）と同日に施行されるため、年齢満十八年となる。

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

- 6 日本国民たる年齢満十八年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たないもの（第四項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する者を除く。）は、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなす。

- 7 第三項の規定は前項の市町村について、第五項の規定は前項の三箇月の期間について準用する。

第二十一条第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「次項」を「第三項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を、「した日」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 選挙人名簿の登録は、前項の規定によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過しないものについて行う。

第二十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。

第二十八条第二号中「前条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律の規定による改正後の公職選挙法（次項において「新法」という。）第九条の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後にその期日を告示される都道府県の議会の議員又は長の選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

2 新法第二十一条及び第二十七条第二項の規定は、新法第二十二條の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。以下この項において同じ。）が施行日後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものを行う場合の同条第二項の規定による選挙人名簿の登録（以下この項において「次回の国政選挙に係る登録」という。）に係る基準日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日が次回の国政選挙に係る登録に係る基準日前であるものについては、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第五項中「行なわれた」を「行われた」に改め、「登録されている者」の下に「（同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）を除く。）」を加え、「これを」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「者」の下に「又は公職選挙法第二十一条第二項に規定する住民基本台帳に登録されていた者」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第五条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「登録されている者」の下に「（同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項

の表示がされている者を除く。)」を加える。

理 由

国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、選挙人名簿関連システムの改修等に係る費用として約十八億円の見込みである。

公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(選挙権)</p> <p>第九条 ①～5 (略)</p> <p>6 日本国民たる年齢満十八年の者で現に住所を有する市町村を包 括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き三箇月 以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現 に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該 市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たない もの（第四項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選 挙権を引き続き有する者を除く。）は、当該都道府県の議会の議員 及び長の選挙権を有するものとみなす。</p> <p>7 第三項の規定は前項の市町村について、第五項の規定は前項の 三箇月の期間について準用する。</p>	<p>(選挙権)</p> <p>第九条 ①～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(被登録資格等)</p> <p>第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次項におい</p>	<p>(被登録資格等)</p> <p>第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者</p>

て同じ。)で、その者に係る登録市町村等(当該市町村及び消滅市町村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。第三項において同じ。))をいう。以下この項及び次項において同じ。)の住民票が作成された日(他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日。次項において同じ。)から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

2| 選挙人名簿の登録は、前項の規定によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過しないものについて行う。

3| 第一項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。

4| 第一項及び第二項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

に係る登録市町村等(当該市町村及び消滅市町村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。))をいう。以下この項において同じ。)の住民票が作成された日(他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

(新設)

2| 前項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。

3| 第一項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

5| (略)

(表示及び訂正等)

第二十七条 (略)

2| 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。

3| (略)

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 (略)

二 前条第一項及び第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 (略)

4| (略)

(表示及び訂正等)

第二十七条 (略)

(新設)

2| (略)

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 (略)

二 前条第一項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 (略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>〔条例の制定又は改廃の請求とその処置〕</p> <p>第七十四条 ①～④ （略）</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（同法第二十七條第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）を除く。）とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥～⑨ （略）</p>	<p>〔条例の制定又は改廃の請求とその処置〕</p> <p>第七十四条 ①～④ （略）</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行なわれた日後直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>⑥～⑨ （略）</p>

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（選挙人名簿との関係）</p> <p>第十五条 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者 又は公職選挙法第二十一条第二項に規定する住民基本台帳に記録 されていた者で選挙権を有するものについて行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（選挙人名簿との関係）</p> <p>第十五条 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者 で選挙権を有するものについて行なうものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（合併協議会設置の請求）</p> <p>第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（<u>同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。</u>）をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。</p> <p>2 ～ 20 （略）</p>	<p>（合併協議会設置の請求）</p> <p>第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。</p> <p>2 ～ 20 （略）</p>

公職選挙法の一部を改正する法律 参照条文 【改正後】

○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) (抄)

(選挙権)

- 第九条 日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。
- 2 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。
- 3 前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。
- 4 第二項の規定によりその属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、同項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する。
- 5 第二項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。
- 6 日本国民たる年齢満十八年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たないもの(第四項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する者を除く。)は、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなす。
- 7 第三項の規定は前項の市町村について、第五項の規定は前項の三箇月の期間について準用する。

(被登録資格等)

第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民(第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次項において同じ。)で、その者に係る登録市町村等(当該市町村及び消滅市町村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。第三項において同じ。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の住民票が作成された日(他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条の規定により届

出をしたものについては、当該届出をした日。次項において同じ。）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

2 選挙人名簿の登録は、前項の規定によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過しないものについて行う。

3 第一項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。

4 第一項及び第二項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

5 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を調査し、その者を選挙人名簿に登録するための整理をしておかなければならない。

（登録）

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の二日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

（表示及び訂正等）

第二十七條 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容（第十九条第三項の規定により磁気ディスクを

もつて調製する選挙人名簿にあつては、記録内容）に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載（同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）の修正又は訂正をしなければならない。

（登録の抹消）

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項及び第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
- 三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

○公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（公布の日）平成二十七年六月十九日）

（適用区分）

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法（以下「新公職選挙法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査並びに日本国憲法第九十五条、地方自治法第八十五条第一項及び第二百九十一条の六第七項、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十二項並びに大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第六項に規定する投票（以下「住民投票」という。）について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の漁業法（附則第四条及び第六条において「新漁業法」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（附則第四条及び第六条において「新農業委員会等に関する法律」という。）の規定は、公示日以後に調製され、確定する選挙人名簿（以下この項において「新選挙人名簿」という。）を用いて行われる選挙について適用し、新選挙人名簿以外の選挙人名簿を用いて行われる選挙については、なお従前の例による。